

秋田工業高等専門学校
学校いじめ防止等基本計画（素案）

<目次>

学校いじめ防止等基本計画

1. いじめについての理解（いじめの定義）（いじめの禁止）（基本的姿勢） ○
2. 学校及び教職員の責務 ○
3. 学校いじめ防止等基本計画の策定
4. いじめ防止等のための組織
5. いじめの未然防止 ○
6. いじめの早期発見
7. いじめ事案への組織的対応
8. インターネット等によるいじめへの対応 ○
9. いじめの解消
10. 重大事態への対処
11. PDCA サイクルに基づく評価・検証

学校いじめ防止対策プログラム（組織的な行動計画）

1. 学校いじめ防止対策プログラム（組織的な行動計画） ○

早期発見・事案対処マニュアル

1. いじめについての理解【I. いじめの定義の要素】【II. いじめの態様】 ○
2. いじめの早期発見 ○
3. インターネット等によるいじめへの対応
4. いじめ事案への組織的対応 ○
5. 重大事態への対処 ○

学校いじめ防止等基本計画

本計画は、国の基本方針及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）いじめ防止等対策ポリシー及び機構いじめ防止等ガイドラインにのっとり、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等対策に関する基本的な計画として策定する。

1. いじめについての理解

（いじめの定義）

- 「いじめ」とは、学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

- 学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成を努めなければならない。

（基本的姿勢）

- いじめは、どの学生にも、起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

2. 学校及び教職員の責務

1. 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
2. 本校の全ての教職員は、本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
3. 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
4. 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

3. 学校いじめ防止等基本計画の策定

1. 本計画は、学生及び学生の保護者への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
2. 本計画には、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、本校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。
3. 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、策定した本計画が実情に即して機能しているかを学生に対するアンケート調査等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

4. いじめ防止等のための組織

1. 本校は、本校におけるいじめ又はその兆候を早期に発見し、いじめを未然に防止し、さらに、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とし、秋田工業高等専門学校いじめ防止・対応委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2. 委員会は、特にその未然防止、早期発見の実効性を確保するために、学生に最も身近な担任、科目担当者が複数参加するものでなければならない。
3. 本校は、委員会の存在及び活動が学生から認識され、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。
4. 本校は、委員会をその役割・機能を果たすよう定期的に開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。
5. 委員会は、本計画の策定や見直し、本校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。
6. 委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われないよう、記録の残し方、記録の保管場所についても委員会で明確に定める。

5. いじめの未然防止

1. 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。
2. 本校は、学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって学生が自主的に行うものに対する支援、学生及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。
3. 委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

6. いじめの早期発見

1. 本校は、本校におけるいじめを早期に発見するため、委員会が実施主体となって、学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを計画的に行う。
2. 本校は、学生及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。
3. 本校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
4. 本校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。
5. 委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

7. いじめ事案への組織的対応

1. 本校の教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、委員会に報告し、委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、本校はその結果を機構に報告する。
2. 本校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努めなければならない。
3. 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
4. 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
5. 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取り組みを行う。

6. 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
7. 校長及び教職員は、当該学校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加え、保護者と連携して必要な指導を行う。
8. 教職員はいじめを発見した場合には速やかに委員会に報告し、同委員会は組織的に事実確認を行い、結果を機構に報告（確認後24時間以内）すること。いじめの確認後、被害学生・保護者への支援や加害学生・保護者への指導・助言等を行うこと。

8. インターネット等によるいじめへの対応

1. インターネット等によるいじめは匿名性が高いなどの性質を有することを十分にふまえ、普段から啓発活動を行い、発生した場合には学生・保護者への対応等を適切に行う。

9. いじめの解消

1. いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

10. 重大事態への対応

1. 重大事態が発生した際は速やかに機構本部に報告し、重大事態調査を行う場合にはあらかじめ機構の承認を得る。
2. 重大事態への対応のための組織を設け、調査を行う。
3. 学生及び保護者に適切に説明し、情報提供等行うとともに、当該学生の教育の確保のために必要な措置を講じる。

11. PDCA サイクルに基づく評価・検証

1. 本校は、本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCA サイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。
2. 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

学校いじめ防止対策プログラム（行動計画）

※策定中

早期発見・事案対処マニュアル

本マニュアルは、秋田工業高等専門学校におけるいじめの防止等対策に関する基本的な計画に基づき、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続き等を定めることを目的とする。

1. いじめについての理解

【I. いじめの定義の要素】

高専でのいじめ事案では、機構いじめ防止等対策ポリシー「第1」に規定するいじめの定義を正しく認識していないために対応が遅れた事例が見られる。いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、法及びポリシーは、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして下記「3.」の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に「1.」又は「2.」の事実関係の立証を求めていることに留意すること。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

1. 行為をした者 A と行為の対象となった者 B が共に学生であるなど、A と B の間に一定の人的関係が存在すること
2. A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）
3. 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

【II. いじめの態様】

具体的ないじめの態様としては、

1. 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。	5. 金品をたかられる。	8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	6. 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	9. パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしか悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。また、いじめを受けている学生がそれを否定等する場合（「3.」の「心身の苦痛を感じていること」には、被害学生がいじめを否定する場合であっても、「2.」の「影響を与える行為」が被害学生の尊厳を害し被害学生に心身の苦痛を与えるものと認められる行為である場合も含むと解する）や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入り替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認

知し速やかに対処することが重要である。また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続くことや、態様を変えて行われていることがあり、さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払う必要がある。

2. いじめの早期発見

1. 年間4回以上、定期的なアンケート調査や面談等によりいじめの実態把握に努める。
2. 学生相談室等の相談窓口の利用などを広く周知する。

秋田工業高等専門学校 学生相談室	平日 14時30分～16時30分まで
高専機構 「KOSEN 健康相談室」	<受付時間> 平日 9:00～22:00, 土曜日 9:00～16:00 TEL 0120-50-24-12 (フリーダイヤル)

3. 担任、科目担当者、研究指導教員、寮務関係教員、学生相談室員等の学生と接する機会が多い教員はもちろんのこと、全教職員が学生を見守り、いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に、寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。
4. 委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして、学生・保護者と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。
5. 学生、保護者、家庭、地域等から情報が寄せられた場合には、委員会において組織的に情報を共有し、被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。
6. 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図り、いじめの芽の発見に努める。

3. インターネット等によるいじめへの対応

1. 本校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。また、ネット上に本校に関する不適切な書き込みが発見された場合には、速やかに削除の措置をとる。
2. 本校は、インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

4. いじめ事案への組織的対応

- 学校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るとの認識のもと対応の充実を図る。
- 本校は、法、機構いじめ防止等対策ポリシー及びガイドラインに基づき、いじめ事案に対処する「委員会」を整備する。委員会は、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、看護師、担任、科目担当者、部活動指導に関わる教職員、学校医等、弁護士、医師、警察官経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。委員会では、いじめに関する情報の集約、いじめの事実確認、被害学生の保護・支援、高専機構本部への報告・情報共有、関係者の支援・指導、学校全体への指導、事後指導等について、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応方針を決定し実行する。
- いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われる時は、速やかに委員会で情報共有し、対応方針を決定する。法の定義にのっとり、被害学生の主観に基づきいじめが疑われると判断された場合は、直ちに加害行為をやめさせる措置を講じる必要がある。
- いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知見を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生や保護者に対する支援、及びいじめを行った学生に対する指導・支援又はその保護者に対する助言・支援を継続的に行う。



- いじめを確認した際には、24時間以内に高専機構本部に報告する。



- いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。また、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。



- いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。また、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。また、教育上必要があると認められる時は、適切に懲戒を加える。
- また、必要があると認められる時は、いじめを受けた学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。



(重大事態が発生した場合は、「5. 重大事態への対処」を参照)



- 客観的な事実に基づいた記録を残し、支援・指導に反映させる。また、委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われないよう委員会で適切に管理し保存する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害の申立てがなされることもあることを踏まえ、本校の文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまでは保存する。

いじめの解消と再発防止のためのフロー図

Point! : 特に教職員の日頃の情報共有は重要



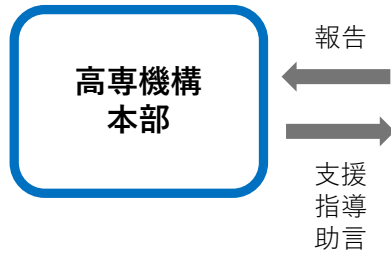
Point! : 日常的な見守りと気づき（担任、学生相談室、保健室、寮など多面的に）

口頭、電話、メール、アンケート調査等

いじめの覚知

Point! : 迅速な初動対応と組織的対応

Point! : いじめ発覚後
24時間以内に報告



いじめ防止・対応委員会

いじめの認知

早期発見、早期対応、解消・解決のために組織的に方針を決定し実行する

- ・ 情報共有
- ・ 対処方針の決定

学校関係者

校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事
学生相談室長、担任、科目担当者等

専門家

スクールカウンセラー

事実の確認

Point! : 丁寧な事実確認・聞き取り

- ・ 被害学生の保護、ケア、支援
- ・ 加害学生への指導等
- ・ 周囲の学生への指導
- ・ クラス、学年、寮等への全体指導

ケア

関係者の 指導・支援・連携

説明

- ・ 被害学生・保護者への説明
- ・ 加害学生・保護者への説明
- ・ 保護者との協力関係づくり

連携

Point! : 被害者の苦痛を徹底的に排除

Point! : 被害者に寄り添った伴走型の支援

事後指導

再発防止に向けた取り組み

- ・ 事案対応における振り返り、分析（防止計画等の見直し→公表）
- ・ 被害・加害学生のアフターケア
- ・ 特別活動等での人権教育における全体指導
- ・ 寮生研修等での指導

Point! : 十分な検証と実例に基づいた研修の実施。

対策委員会で収集した資料等は、当該学生が卒業するまでは保存。

重大
事態

(対応フロー参照)

5. 重大事態への対処

- 本校はいじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより当該学校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
- 重大事態が発生した際には、速やかに高専機構本部に報告する。
- 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構より、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を受ける。



- 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- 本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、本校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。
- 委員会及び調査組織は、本校の組織の他、必要に応じて、心理の専門家、福祉の専門家、医師及び弁護士等専門的な知識を有する者との連携を図るものとする。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。
- 調査組織は、委員会委員の中から校長が指名する者により組織し、重大事態の性質に応じて適切な者を加え組織することができる。なお、学生相談室長並びに関係学生の学級担任及び系長は、学生及び保護者へのケアにあたるため、調査組織には加わらないように努めるものとする。



- 重大事態にかかわる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえた調査を行う。
- 本校は機構とともに、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査中であることを理由にいじめられた学生及び保護者への説明、支援・助言を怠ってはならない。
- 本校は機構とともに、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。



- 本校は機構とともに、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本ポリシー、ガイドライン及び学校いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う

【いじめの調査対処方針】

1. いじめを受けた学生や保護者のいじめの事実を明らかにしたい、何があったかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
2. 学校として自らの対応に不都合があったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
3. 重大事態の調査は、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことが目的であることを認識すること。
4. 詳細は調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、いじめは加害学生等の述べる理由の如何に関わらず絶対に許されないものであるのであり、個々の教職員の判断で「いじめではない」、「いじめられる原因がある」などと被害学生やその家庭に問題があったと発言するなど、被害学生・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
5. 特に、自殺案件の場合、学校外のことで学生が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまで学校が気づき、救うことができた可能性がある。従って、いじめが背景にあると思われるか否かにかかわらず、学校として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じる責任を有しているということを認識すること。
6. 被害学生や保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校が可能な限り自らの対応を振り返り、検証をすることは必要となる。それが、再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性がある。このため、決して被害学生・保護者が望まないことを理由として必要な調査や自らの対応を検証することを怠ってはならない。
7. 以上を踏まえた上で、学校は被害学生・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

重大事態への対応フロー図

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間欠席を余儀なくされている疑い

